

令和9年度 入園のご案内

保育園・認定こども園・地域型保育事業所



令和9年度4月以降の入園申込みを受け付けます（年度途中の入園を含む）。

現在入園中で引き続き入園を希望される方は、各園が配布する書類（現況届）を提出してください。

問合せ先 糸魚川市教育委員会事務局こども家庭課
電話 025-552-1511

◆申込受付期間

区 分	受付期間	受付時間	受付場所	その他
認定こども園	10月19日(月)～30日(金)	開園時間中	各認定こども園	—
保育園			各保育園	申込後に面談 (日程は別途通知)
地域型保育事業所			保育事業所	—

※申込用紙は受付場所のほか、こども家庭課、能生・青海事務所またはホームページで配布しています。あらかじめ記入して提出してください。

※受付期間後も申込みを受け付けますが、期間内に申込みのあった児童の入園を優先します。

◆入園までの流れ

順番	内 容	時期（予定）
1	保護者が必要書類をすべてそろえ、保育園等に申込書を提出	10/19～10/30
2	希望者が定員を超えた保育園等は、市が入園調整	11月中
3	保育園等で、保護者のお子さんの面談	1月下旬
4	支給認定証、入所承諾書の発送	2月下旬
5	入 園	4月

※面談は施設により方法が異なりますので、日程等は別途お知らせします。

※提出された書類はお返しできません。必要に応じて提出前にコピーをお取りください。

◆申込要件

- ・ 保育園等を利用する際に、支給認定を受ける必要があります。支給認定申請は入園申込と併せて行います。
- ・ 支給認定には子どもの年齢や保育の必要に応じて3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が異なります（保育関係施設の詳細は、次ページをご覧ください）。

認定区分 \ 施設の種類		①幼稚園	②認定こども園	③保育園	④地域型 保育事業所
満3歳以上	教育を希望 1号認定	○	○		
	保育が必要 2号認定		○	○	
満3歳未満	保育が必要 3号認定		○	○	○

＜2号認定・3号認定を受けるには＞

父母や18歳以上60歳未満の同居家族全員が次の①～⑨のいずれかに該当する必要があります。

- ① 1か月に64時間以上働いている。
- ② 妊娠中（産前6週、多胎妊娠の場合は14週）または産後（産後8週の属する月の月末の期間）である。
- ③ 疾病や負傷または精神・身体に障害がある。
- ④ 長期にわたり疾病の状態または精神・身体に障害を有する状態にある同居の親族を常時介護・看護している。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
- ⑥ 求職中である（4月1日までに基準をみたす就労に内定した方から入所決定をします）。
- ⑦ 学校等に通っている。
- ⑧ 児童虐待、配偶者からの暴力のおそれがある。
- ⑨ 育休を取得しているが、すでに入園している子どもがいて継続利用が必要である。

1号認定（教育）を希望する場合

各施設に直接お問合せください。

◆施設一覧

●認定こども園

区分	名 称	所在地	電話番号	定員 (人)	受入開始 年齢	受入時間(平日) ※上段:1号認定、下段:2・3号認定		受入時間(土曜日)	
						通 常	延 長	通 常	延 長
私立	糸魚川カトリック 天使幼稚園	中央2-1-40	552-1216	60	満1歳児	8:30~14:30 8:00~16:00	8:00~18:00 7:30~18:30	8:00~12:00	8:00~17:00
	糸魚川幼稚園	寺町1-7-12	552-4119	80		9:00~15:00 8:00~16:00	8:00~18:00 8:00~18:00	8:00~11:15 (月1回)	—
	認定こども園 能生保育園	能生6856-7	566-4743	40	産休明け	8:00~15:00 8:00~16:00	7:30~18:30 7:30~18:30	8:00~12:00	応相談
	おひさま保育園	小見890-3	566-2705	50					
	糸魚川東保育園	東寺町2-4-2	550-1525	140	4か月児			8:00~11:30	—

※糸魚川東保育園は、令和9年4月1日から私立の認定こども園へ移行予定です。

●保育園

区分	名 称	所在地	電話番号	定員 (人)	受入開始 年齢	保育時間(平日)		保育時間(土曜日)	
						通 常	延 長	通 常	延 長
私 立	いずみ保育園	能生1170-30	566-2184	30	4か月児	8:00～16:00	7:30～18:30	8:00～12:00	7:30～17:30
	木浦保育園	木 浦 3 7 8 0	566-3001	20			7:20～19:00		
	はやかわ保育園	上 覚 3 3	555-4004	35		8:00～16:30	7:40～18:30		—
	いくみ保育園	田 伏 1 2 0 8	555-4344	35	3か月児	8:00～16:00	7:30～18:30		
公 立	大和川保育園	大和川978	552-3142	50	4か月児	8:00～16:00	7:30～18:30	8:00～11:30	—
	西海保育園	水 保 1 8 4 3	552-0712	40	3歳児				
	中央保育園	横町2-7-20	552-0783	80	4か月児				
	やまのい保育園	上刈1-14-1	552-1325	140					
	大野保育園	大野1980-1	552-7500	40					
	寺地保育園	寺地150-1	562-2032	40					

※寺地保育園は、3歳未満児の保育を実施する施設です。

※筒石保育園は、令和8年度末で閉園となります。

●地域型保育事業所

区分	名 称	所在地	電話番号	定員 (人)	受入開始 年齢	受入時間(平日)		受入時間(土曜日)	
						通 常	延 長	通 常	延 長
私立	ひまわり保育園	寺島3-2-40	550-1588	19	産休明け	8:00~16:00	7:30~18:30	8:00~16:00	応相談

※ひまわり保育園は、3歳未満児の保育を実施する施設です。

＜共通＞各施設の定員は、変更となる場合があります。

◆保育園入園選考基準

市内では、3歳未満児の入所増加や保育士等職員配置の都合により、希望の園に入園できない状況となっているため、入園選考基準に基づき、入園申込者ごとに保育の必要度（優先順位）を算定し、入園決定を行います（合計点数の高い方が優先です）。

保育所入所申込書等の記入方法及び必要書類

- 1 保育必要性認定申請書兼保育所等入所申込書
（保育必要性認定申請書兼保育所等入所子ども現況届）
太枠の中を漏れなく記入してください。
- 2 申込書（現況届）の上段の文章をお読みいただき、記名・押印してください。
保育料等に未納が生じた場合に児童手当を充当することに同意をいただく一文が記載されています。ご理解をお願いします。
- 3 記入方法及び必要書類
 - ① 住所
現住所と令和8年1月1日現在の住所が異なる場合（糸魚川市以外）のみ、令和8年1月1日現在の住所欄を記入してください。
 - ② 入所申込子どもの同居親族
同居している親族全員（児童の祖父母、叔（伯）父、叔（伯）母ほか）の氏名等を記入してください。
 - ③ 入所初日満年齢
令和9年4月1日現在の年齢を記入してください。
 - ④ 世帯区分
該当する方のみ○印を記入してください。
障害者在宅世帯は、「身体障害者手帳」または「療育手帳」の所持者、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者のいずれかの方と同居している場合に当てはまります。手帳や手当等の種別及び級数を記入してください。
 - ⑤ 延長保育（通常保育時間を超える保育）
延長保育の必要の有無と希望する時間を記入してください。入所決定後に申込書を提出いただく必要がありますが、父母等の就労状況によっては、ご希望に添えない場合があります。
 - ⑥ 希望保育所名
希望する施設名とその理由を第2希望まで記入してください。申込み多数によりご希望に添えない場合があります。公立保育園は、申込み多数のとき通園区域内にお住まいの児童の入園を優先します。
 - ⑦ 保育の実施を希望する期間
希望する施設の入園期間を記入してください。最長で小学校就学前の3月31日までとなります。ただし、保育の実施を必要とする理由や世帯の状況等により保育の実施期間を決定しますので、ご希望に添えない場合があります。

⑧ 保育の実施を必要とする理由及び必要書類

保育園等に入園できるのは、保育を必要とする（保育できる家族がいない）子どものみです。子どもの父母に加えて、満 18 歳以上 60 歳未満で保育できる家族がいる場合は入園ができません。児童の父母について、下表のあてはまる項目の番号を記入し、該当する必要書類を家族 1 人につき 1 通ずつ提出してください。（2 人以上の兄弟姉妹の入園を希望する場合も 1 通の提出で可）

番号	保育の実施を必要とする理由	必要書類
1	一月において64時間以上労働している。	「就労証明書」
2	産前6週（多胎妊娠の場合は、14週）または産後8週間以内である。	「母子手帳」（氏名と出産予定日が分かる部分）の写し
3	病気または負傷のために安静が必要であるか障害等を有している。	病気または負傷の場合 「医師の診断書」 ※診断書には、治療に要する期間を明記してください。
4	同居親族が病気で長期療養しているか、障害等を有しているため常時介護している（週20時間以上）。	障害等の場合 「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証・障害基礎年金証書」等の写し
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	市の保育所担当職員が調査を行いますので、該当する方はご相談ください。
6	求職中である。 ※申込みは可能ですが、就職内定者から入所決定を行います。また、年度の途中において、求職を理由とした入所は認められません。	「ハローワークの求職受付票」の写し
7	教育施設に在学中、または職業訓練等を受けている。	日中就学や技能習得するために学校等へ通っている場合 「就学証明書」
8	児童虐待のおそれ、または配偶者からの暴力のおそれがある。	市の保育所担当職員が調査を行いますので、該当する方はご相談ください。
9	育休を取得しているが、すでに入園している子どもがいて継続利用が必要となっている。	「就労証明書」
10	これまでの条件には当たらないが、同様に保育できないと認められる。	保育できない状況を証明できる書類を提出していただきますので、ご相談ください。

4 家庭状況調査表（申込書等の裏面）

① 保育の実施を必要とする理由に該当する箇所を記入してください。

《記入例》

（就労） 1・9に該当する場合：就労状況欄

（産前産後） 2に該当する場合：出産欄

（病気・障害・介護等） 3・4に該当する場合：疾病・介護の別から介護者欄

（就学等） 7に該当する場合：就学・職業訓練欄

② 子どもの父と母の住所が異なる場合等について記入してください。

③ 祖父母の住所が糸魚川市にある場合（同居を除く）に記入してください。

◆令和9年度保育料 ※保育料は変更となる場合があります。

- ・4～8月 令和8年度分市民税額で決定します。
- ・9月以降 令和9年度分市民税額で決定します。

階層	定 義		利用者負担額（月額）	
			3 歳 未 満 児	
	市民税額（所得割額）		保育標準 時間認定	保育 短時間認定
A	生 活 保 護 世 帯		0円	0円
B 1	非課税	母子世帯等	0円	0円
B 2		母子世帯等以外	0円	0円
C 1	48,600 円未満	母子世帯等	5,620円	5,620円
C 2		母子世帯等以外	15,000円	14,800円
D 1	48,600円以上 77,101円未満	母子世帯等	9,000円	9,000円
D 2		母子世帯等以外	22,500円	22,200円
D 3	77,101円以上97,000円未満		22,500円	22,200円
D 4	97,000円以上169,000円未満		30,000円	29,500円
D 5	169,000円以上301,000円未満		37,500円	36,900円
D 6	301,000円以上		45,000円	44,300円

※3～5歳児の保育料は無料となります。なお、給食の材料にかかる費用（給食費）については保護者の負担になります。

※18歳未満の児童を通算し、第3子以降の児童について保育料は無料となります。

◆個人番号（マイナンバー）の記載について

＜申込み児童と同居の家族全ての方の記載が必要です＞

介護事由、障害児に係る看護事由の確認や、世帯状況を把握するために同居家族全員分の記載をお願いします。

＜番号確認及び本人確認の書類＞

申請書を持参する方の、「個人番号（マイナンバー）カード」もしくは「通知カード」、運転免許証やパスポート等（官公署発行の顔写真つきの証明書）をご持参ください。

糸魚川市入園選考基準

1 選考方法

保育の必要な事由・程度に応じた基準点と家庭の状況に応じた調整点を合計した点数で優先順位を決定します。
なお、基準点は父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。

2 選考基準

保育の必要な事由	保育の必要な事由の程度等	基準点
就労	月140時間以上(1日あたり7時間以上の勤務)	10
	月120時間以上(1日あたり6時間以上7時間未満勤務)	8
	月80時間以上(1日あたり4時間以上6時間未満勤務)	5
	月64時間以上(1日あたり3.2時間以上4時間未満勤務)	3
妊娠・出産	産前6週、産後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する	10
疾病	病気又はけがにより常時入院または常時寝たきりの常態	10
	その他の疾病(診断書等により保育の実施を必要とされるもの)	5
障害	要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている	10
	要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けている	8
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下の交付を受けている	5
	要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている	3
親族の介護・看護	病気又はけがにより常時入院または常時寝たきりの常態	10
	要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている親族を介護・看護している	10
	要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けている親族を介護・看護している	8
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下の交付を受けている親族を介護・看護している	5
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	3
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	10
求職活動	ひとり親	2
	ひとり親以外	1
就学	月140時間以上就学	10
	月120時間以上就学	8
	月80時間以上就学	5
	月64時間以上就学	3
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	10
育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	2
その他	上記に類する状態として認められるもの	1～10

3 調整項目

家庭の状況	調整点
ひとり親世帯である	6
生活保護世帯である	
児童に対する保護の必要性が関係機関で確認されている	
父母のどちらかが単身赴任している	
父母のどちらかが保育士等で保育施設等で就労している(市内施設で6時間以上勤務)	3
同一の保育園に兄弟姉妹が入園している	
事業所内保育事業など地域型保育事業の卒園児童	2
児童に障害がある(障害のある兄弟姉妹がいる)	
保育料の滞納がある	-5
その他(上記に類する状態として認められるもの)	-5～6

4 合計点数が並んだ場合に考慮する事項

項 目	
当初の入園希望が上位の園のものを優先	+
養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯	+
希望する保育所等が就学予定の小学校区にある	+
保育の協力者(市内に居住する祖父母等)がいない世帯	+
就労していない65歳未満の同居親族がいる	-

